

令和8年度 電子申請システム導入・運営支援事業
に係る公募型プロポーザル実施要領

霧島市

令和8年4月

1 目的

この実施要領は令和8年度電子申請システム導入・運営支援事業に係る優先交渉権者を決定するための公募型企画提案について、必要な事項を定める。

2 委託業務の内容

別紙「令和8年度 電子申請システム導入・運営支援事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 提案上限額

総額 金2,480千円（消費税及び地方消費税を含む。）

この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

4 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

5 応募資格

以下の全てに該当する者のみ、企画提案書を応募することができる。

- (1) 法人格を有している者であること
- (2) 霧島市における入札参加資格を有していること
- (3) 公表日現在において、指名停止措置を受けていないこと
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていないこと（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること
- (8) 他の自治体等で同種の業務の受注実績がある等、本事業を的確に遂行する能力を有する者

6 スケジュール

内容	日時
公募開始	令和8年4月6日(月)
参加申込書	令和8年4月10日(金) 正午
参加資格審査結果通知	令和8年4月14日(火) 正午
質問の受付期限	令和8年4月15日(水) 正午
質問の回答(予定)	令和8年4月17日(金) 午後5時
企画提案書提出期限	令和8年4月22日(水) 正午
プレゼンテーション審査(予定)	令和8年4月27日(月)
選定結果の通知及び公表(予定)	令和8年4月30日(木)
見積り合わせ・契約(予定)	令和8年5月上旬

7 選定方法及び選定結果

(1) 審査・選考の方法

企画提案の審査は、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容について総合的に評価し、特に内容が優れた者(最優秀提案者と選考された者)を本委託事業の契約相手方の優先交渉権者とする。

なお、審査に際しては、下記の日程で実施する企画提案のプレゼンテーションの場を設けることとし、応募者は提案内容について説明を行うこと。

また、申請フォームの作成から公開までの一連の作業のデモンストレーションも行うこと(内容は問わない)。

① 日時

令和8年4月27日(月)(予定)(詳細は別途通知する。)

② 場所

霧島市役所本庁又はオンライン(詳細は別途通知する。)

③ 説明時間

説明45分以内とする。説明終了後15分程度の質疑応答の時間を設ける。

(2) 選考結果

選考結果は、企画提案者全員に対し電子メールにより通知する。

8 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (ア) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明な場合
- (イ) 本実施要領及び仕様書に適合しない場合
- (ウ) 同一の事業者が2つ以上の企画提案書等を提出した場合
- (エ) 企画提案に関する手続の公正な執行を妨げ、若しくは不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合
- (オ) 機能要件一覧の区分が必須の要件に対して対応不可と回答した場合

9 参加申込書

参加申込書（様式1）、会社概要書（様式2）、業務実績書（様式3）を電子メールにより提出すること。

※ 提出期限までに、必ず電話により電子メールの受信確認を行うこと。

10 質問書

本要領に関して疑義があるときは、質問書（様式4）を提出し、回答を受けることができる。電子メールにより提出するものとし、提出期限まで随時受付を実施する。なお、質問に対する回答は、メールにて通知することとする。

※ 提出期限までに、必ず電話により電子メールの受信確認を行うこと。

11 企画提案書の提出

(1) 企画提案書は、任意の様式により作成し、市が指定する大容量のファイルサーバ（別途連絡）のURLに格納すること。

※ 1つのファイル容量が100MBを超えないものとする。

※ 提出期限までに、必ず電話により確認を行うこと。

※ 提出期限までに書類が提出されない場合、辞退したものとみなす。

(2) 提出書類

① 令和8年度電子申請システム導入・運営支援事業業務委託に係る企画提案書

※提案書のデータはMicrosoft Office（Word・Excel・PowerPoint）又はPDFのいずれかの形式とすること

② 見積書（提出に当たっては、仕様書3.2の記載内容に十分留意すること。）

③ 機能要件一覧

④ 非機能要件一覧

1 2 辞退届

参加申込書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、辞退届（様式5）を4月22日（水）正午までに提出すること。

1 3 提出及び連絡先

〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央三丁目 45-1

霧島市企画部企画政策課行革デジタル推進グループ 担当：久木野、副島

電話：(代表) 0995-45-5111 (内線 1463)

(直通) 0995-64-0914

メールアドレス：kikaku@city-kirishima.jp

1 4 契約

(1) 契約手続

市は、選定委員会により選定された優先交渉権者1者と具体的な契約内容を確定させるために詳細な協議を行い、その結果を仕様書に反映した上で、再度見積りを徴収し、予定価格の範囲内で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約を締結するものとする。

(2) 支払条件

支払条件については、市と優先交渉権者との協議により、契約書で定めるものとする。

(3) 契約保証金

霧島市契約規則（平成17年霧島市規則第63号）第37条9号により免除とする。

1 5 その他

(1) 本調達の提案に要する一切の費用は、企画提案者の負担とする。

(2) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

(3) 提案書等に虚偽の記載をした場合は、提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

(4) 市は、審査及び説明を目的に提案書の写しを作成し、使用することができる。